

## ○東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例

平成4年12月21日  
条例第43号

## (目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより子どもの保健の向上を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又はこれらの被扶養者に限る。)をいう。
- (2) 保護者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
  - イ 父又は母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- 2 前項第2号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

## (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する保護者(以下「1号対象者」という。)
  - ア その監護する子どもが、台東区内(以下「区内」という。)に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
  - イ その監護する子どもが、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていない者であること。
  - ウ その監護する子どもが、台東区規則(以下「規則」という。)で定める施設に入所していない者であること。
  - エ その監護する子どもが、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されていない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当する子ども(以下「2号対象者」という。)
  - ア 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
  - イ 区内に住所を有する者であること。
  - ウ 自ら生計を維持する者であること。
  - エ 生活保護法の規定による保護を受けていない者であること。

## (医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより、東京都台東区長(以下「区長」という。)に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請に係る者が1号対象者又は2号対象者であると認定したときは、助成を受ける資格を証する医療証を交付する。

## (医療証の提示)

第5条 前条の規定により医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に、同条に規定する医療証を提示しなければならない。

## (助成の範囲)

第6条 台東区は、1号対象者の子ども又は2号対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって当該1号対象者の子ども又は2号対象者に係る医療保険各法による被保険者等が負担すべき額を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令(条例を含む。)によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

## (助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を病院等に支払うことによって行うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、受給者に支払うことができる。

## (届出)

第8条 受給者は、[第4条](#)の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、[前項](#)の規定による届出のほか、必要があると認めるときは、受給者に現況に関する届出を行わせることができる。

3 受給者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則の定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、受給者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 受給者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則の定めるところにより、その助成の額の限度において、受給者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 受給者は、[前項](#)の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則の定めるところにより、当該第三者にその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部([第2号](#)から[第4号](#)までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) [第8条第3項](#)の規定に違反して、[同項](#)の規定による届出を行わなかったとき。

(3) [前条第1項](#)の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) [前条第2項](#)の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(報告等)

第11条 区長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、[第2条](#)から[第4条](#)まで、[第8条](#)([第4条](#)の規定により申請した事項に変更が生じたときに係る部分に限る。)、[第9条](#)、[第11条](#)及び[第12条](#)の規定は、同年3月1日から施行する。

付 則(平成8年3月22日条例第35号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。

付 則(平成10年9月25日条例第45号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。

付 則(平成12年6月23日条例第67号)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成12年12月7日条例第77号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成14年9月20日条例第40号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成16年12月14日条例第46号)

1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。

2 新条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月23日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月25日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月26日条例第36号)

- 1 この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第1項第1号の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成26年3月26日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月27日条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和4年10月26日条例第43号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。
- 2 新条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。